

第4回定例会 予算委員会 総括質疑

予定持ち時間 35分

それでは、ただいまより議案第1号ほか当初予算及び当該予算関連議案につきまして、維新の会の久保高章、楠村信二、そして私、別府建一の3名で総括質疑を行わせていただきます。

先輩、同僚議員の皆様におかれましては、しばらくの間、ご清聴のほどよろしくお願い申し上げます。

☐ 1. 雨水貯留管整備事業について

では、一つ目の雨水貯留管事業についてお伺いしてまいります。

陳情番号 第2号「雨水貯留管整備事業に係る城の越公園での工事の中止についての陳情」については、近隣住民の方々をはじめ代表陳情者34名、反対署名が1,921筆集まっています。

未だ説明会を行っていない近隣分譲マンション管理組合よりこの工事の要望については、

1. 武庫川への排水の再検討を要請する。
2. 武庫川への放流が認められない根拠を示してもらおう。
3. 他の方法の模索を要請する。
4. 検討した他の方法が何故だめかの根拠を示してもらおう。
5. 雨水貯留管整備事業の実施場所の再検討を要請する。
6. 城の越公園にのみ7年（小学生は卒業までずっと負担を強いられる）もの負担を強いるのではなく、負担の分散を要請する。

費用を理由にするのは理由にならない。

7. 工事の実施に関する協議は、これらがすべてクリアになってから安心安全対策・住民の負担軽減対策・住民へ負担を強いることへの補償などを協議し、工事を実施することを強く要請する。

と、本市へ申し出されるようです。

また、公園が工事中の期間に使えない場合の自然災害、例えば地震などがあつた時の避難場所が無くなるなど不安を抱えておられます。

そこで、お伺いたします。

Q1-1.

近隣他都市の雨水貯留管事業の施工方法および近隣住民への周知方法については、本市として調査研究された上での事業を進められているのでしょうか？

また、近隣他都市では、こう言った反対署名など集まらずに事業が完工されているのでしょうか？

先日の代表質疑にて市長は、「平成28年2月には、武庫分区において雨水貯留管の整備を計画していることについて、社会福祉協議会武庫支部の常任理事会に報告させて頂いた後、平成28年11月に町会長にご説明致しました。」とご答弁が有りました。この報告は、尼崎宝塚線と山手幹線において雨水貯留管事業を行うと言う事の報告で具体的に城の

越公園、鳥場公園、東武庫公園で工事を行う事は、説明されていません。具体的にこの3公園で行うと表明したのは、先日行われた建設消防企業分科会において下水道部建設課長が「平成29年7月に地元への案内ビラとしてまかせていただいたときが最初かと思えます。」とご答弁されていました。

ですので、その後の具体的な工事場所については、社会福祉協議会武庫支部の常任理事会やには、ご報告されていません。

そこでお伺いいたします。

Q1-2.

社会福祉協議会役員や町会長、何より地元住民へは、場所の選定方法や検討経緯について時間を掛けて丁寧に何度もご説明を行うべきだと思いますがいかがお考えでしょうか？

本市のご見解をお聞かせください。

Q1-3.

地域住民に対してたった2回の説明会をもって予算を上げてくる本市の強引さについては、近隣住民に対して必ず平成30年度に事業を行うという本市の強い意志を感じています。反対署名が1,921筆集まった事についてどう思われていますか？

また、この市民感情については、どう対処されていけますか？

Q1-4.

武庫川への放水の増量を本市として県へ働きかけは出来ないのは、なぜなのでしょう？河川の氾濫が起こると言われていますが、武庫川の浚渫（シュンセツ）底床掘削についても本市として兵庫県には、要望は出来ないものなのでしょうか？

Q1-5.

地元住民からは、6行政区の中での各行政区内での事案は、その行政区内にてなるべく解決すべきではないでしょうか？具体的に言うと、「平成25年に起こった立花地区内の三反田町の浸水については、立花地区内にて解決すべきだ。」と、おっしゃる方もおられます。

本市のご見解をお聞かせください。

Q1-6.

農作物栽培への影響が以前行われた下水道排水管施工時に井戸が濁水してしまい補償を受けた過去よりトラウマになっています。深さ20mの発進立坑工事には、井戸の深さより深いので濁水の懸念は否定出来ません。本市では、濁水した場合は補償すると言われていま

すが今回井戸水が枯れてしまうとこの地域の農業経営は、破綻してしまいます。農家の方は、死活問題だとおっしゃられています。本市が推し進めている農業政策とは、逆行しているのではないのか？と思われる農業関係者に対してご見解をお聞かせください。

Q1-7.

本市として地元住民との最終的な合意とは、何をもって合意と致しますか？

また、仮に予算が承認されても地元住民との合意が果たせなかった場合には、どのようなご対応をなされますか？

本市のご見解をお聞かせください。

この事業については、地元住民との合意があって初めて工事が進めていけるものと思います。

何度も何度もご理解が得られるまで話し合っていたきたいと思います。

□ 2. 空家対策推進事業（老朽危険空家）について

続きまして二つ目の空家対策推進事業についてお伺いしてまいります。

本市は、戦前より高度経済成長期にかけて南部を中心に工業地域として発展して参りました。またその工業地域に近いところから住宅が密集してきました。

老朽危険空家については、当時やっとの思いで購入した連棟住宅の二軒間口（約3.6m）であった方のお住まいが築年数を重ね、現代の居住のニーズに合わずまた、建築基準法上の道路に接しておらず不動産の資産価値も無い物件などは、いま世代が変わり相続物件として引き継がれていこうとする過渡期にあります。

近い将来において爆発的に空家が増えていく状況にあるとおもいます。

平成25年の土地統計調査によりますと本市の空家戸数は、一戸建の総住宅戸数86,210戸の内、空家戸数は、6,760戸、空家割合は、7.8%、連棟住宅・共同住宅・その他の総住宅戸数171,450戸の内、31,860戸、空家割合は、18.5%になります。空家率は、一戸建2.6%、連棟住宅等が12.4%、トータル15.0%になっており、兵庫県内では1番多い空家率になっております。

また、本市の特長としては、近隣他都市よりも非常に連棟住宅の空家が多いのです。

そこでお伺いいたします。

Q2-1.

再建築出来ない空家や居住中であっても今後空家になる予備軍について本市では今後調査されていかれるのでしょうか？

もし、調査されないのならその理由をお聞かせください。

今後の空家計画について老朽危険空家の内、管理が著しく不適正なもの、いわゆるCランクの空家数を平成27年基準値339件から平成33年には200件に減らすと評価指標（案）で示されています。

そこでお伺いいたします。

Q2-2.

この指標については、増え続ける空家の数に追いつかないと思われませんが、どのような方法にて減少させるのでしょうか？

Q2-3.

今後、老朽危険空家の建物解体費は、どんどん膨れ上がると予想されますが、この指標の平成 33 年には本市での強制執行の負担と件数は、どのくらいと予想されますか？

Q2-4.

先日、代表質疑にてお伺いした時に「再建築出来ない空家について寄付若しくは無償譲渡出来ない」とご答弁いただきましたがその理由は何でしょうか？

空家の問題は、本市だけの問題ではありませんが、本市の特性をもっと研究した上でより良い対策を構築して行かれればと思います。

☑B. 中学校弁当推進事業について

続きまして三つ目の中学校弁当推進事業についてお伺いしてまいります。

本市では平成 24 年 10 月から、中学校弁当事業が始まりました。平成 28 年度からは全 17 中学校で展開されています。

事業開始時の利用率目標は 10%でしたが、全 17 中学校で展開された平成 28 年度は平均利用率が 1.6%、複数校で当日販売を実施するなどの取組みを行った平成 29 年度でも 1 月末現在の平均利用率は 1.8%と事業開始以来 6 年連続、超低空飛行を続けています。

また、生徒に 350 円で販売しながら、1 食あたりの公費負担額は平成 29 年度の見込みで 1,760 円となっています。

これまでに当事業に投与した税金は人件費も含めて約 2 億円となっており、PDCA サイクルがもはや機能していない状態になっています。

平成 30 年度は、配膳室から離れている教室棟に返却ボックスを設置するなどの取組みを行い、利用率目標を 3%に設定しています。

そこでお伺いいたします。

Q. 3-1

配膳・後片付けも含めて食育・教育であり、利用率を上げるために、その軸をブレさせるような取組みを行うのは本末転倒なのではないでしょうか。

中学校給食が始まって、返却ボックスを設置するなどの取組みを行うのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

平成 30 年 9 月からの弁当事業者を選定するため、事業者選定委員会が開催されることとなりますが、教育委員会は「市内事業者になれば今まで懸念点だった配達コストが抑えられる」と考えています。その考えを忖度して事業者選定が行われる可能性があります。それでは、出来レースのプロポーザル提案方式だと疑念を抱かれることになるのではないのでしょうか。平成 30 年度の中学校弁当は、利用率 3%の必達とコストの抑制、この 2 つが大きな柱になる中で、市内事業者が選定されなければ、その時点で 1 つの柱が崩れるわけです。そう考えれば、市内事業者が選定されることになるのだろうと容易に邪推できます。しかしながら、中学校弁当の質が置き去りにされては元も子もありません。

そこでお伺いいたします。

Q. 3-2

既に事業者選定方法に疑念を抱いていますが、中学校弁当の質が今より下がらず、逆に質が上がる事業者を公平公正に選定することは可能なのでしょうか。

また、コストで選ぶのか、質で選ぶのか、平成 30 年度はどちらを重視して選定するのでしょうか。

併せてご見解をお聞かせください。

☐4. (仮称) 尼崎たばこ対策推進条例について

続きまして四つ目の(仮称) 尼崎たばこ対策推進条例についてお伺いしてまいります。

市内全域で歩きたばこの禁止や、路上喫煙禁止区域の設定が盛り込まれた(仮称) 尼崎市たばこ対策推進条例の制定が平成 30 年度予定されています。

その中で、路上喫煙禁止区域を市内のどこに設定するかも重要なポイントになってきます。例えば、兵庫県立尼崎総合医療センターの庄下川沿いの敷地外で路上喫煙をしている方が非常に多く、すぐそばの病児・病後児保育施設まで煙が行っていたり、庄下川沿いを通る方々にも煙が行っている現状があります。

そこでお伺いいたします。

Q. 4-1

路上喫煙禁止区域はどのような場所に設定するお考えでしょうか。

子どもが多いエリア、不特定多数が出入りする公共施設、兵庫県立尼崎総合医療センターなどの大規模病院の周辺などに設定するお考えはありますか。

ご見解をお聞かせください。

☐ 5. 尼崎版観光地域づくり推進事業について

五つ目は観光事業についてお伺いしてまいります。

この質問では、楠村議員と一緒に伺いさせていただきます。

私は、尼崎版観光地域づくり推進事業について伺いさせていただきます。

本市の観光入込客数を伸ばすのに大阪府にお越しいただいている、外国人の観光客数、平成 29 年 1,111 万人を見逃す事はできません。

そこでお伺いたします。

Q5-1.

本市の次年度の観光入込客数とその内訳を教えてください。

Q5-2.

観光事業の説明文に「市域外の来訪者を増加させ」とありますが平成 32 年目標の市内の観光入込客数 260 万人の内、外国人の入込客数をどれくらい想定されているのでしょうか？

Q5-3.

多言語表記（日本語、英語、中国語、ハングル語）についての具体的な表記や誘導掲示の検討は、どのように進んでいますか？

また、Free Wi-Fi の設置場所についても具体的に進んでいますでしょうか？

公衆トイレについても本市内では和式便器が多いと思います。特に尼崎城に最も近い阪神尼崎駅北側の公衆トイレについては和式便器になっています。外国人には、使い方がわからない、もしくは理解出来ないと聞きます。

そこでお伺いたします。

Q. 5-4.

差し当たって本市における入込客数を見込んでいる施設やその周辺の公衆トイレについては、少なくとも外国人も快適に利用できる施設にしなければ観光に来られる方々に本市の

イメージが悪い評価になり再度本市へ観光に來られないと思われませんがその対応は、どうされますか？

尼崎城の入場料については、大人・学生 500 円、生徒・小人 250 円の予算案がでています。

ところがいま、確認出来る内容は、尼崎城 VR シアターや体験・イベントゾーン（なりきり体験）、企画展・特別展そして屋外のイベントスペースです。

VR シアターやなりきり体験に関しては、指定管理者との折衝により具体的な内容を決めていく予定となっているようです。その鑑賞や体験も有料か無料かまた具体的に内容が全く決まっていません。

私の考えでは、事業内容が決まって初めて議会で入場料の金額を精査し承認を求めるべきではないでしょうか？入場料以外の収入を含めてフルコスト計算を行うべきと思います。全く内容がわからないままで入場料金だけ議会にはかるのは、あまりにも拙速に感じます。

未だに平面図すらも公開されていません。簡単な鳥瞰図とどのような手法でやるかやらないかわからない事業内容で何をはかるのでしょうか？

そこでお伺いいたします。

Q5-5.

この内容で入場料金を決めるのは、ただ単に管理運営費を入場料・駐車場利用料で割っただけにしか見えませんがいかがお考えなんでしょうか？

尼崎城の一般公開が平成 31 年 3 月の予定になっており詳細が決まってから補正予算で上程されても遅くはないと思いますがいかがお考えでしょうか？

この質問を以って楠村議員にかわります。